

笠岡市立北木中学校 いじめ問題対策基本方針

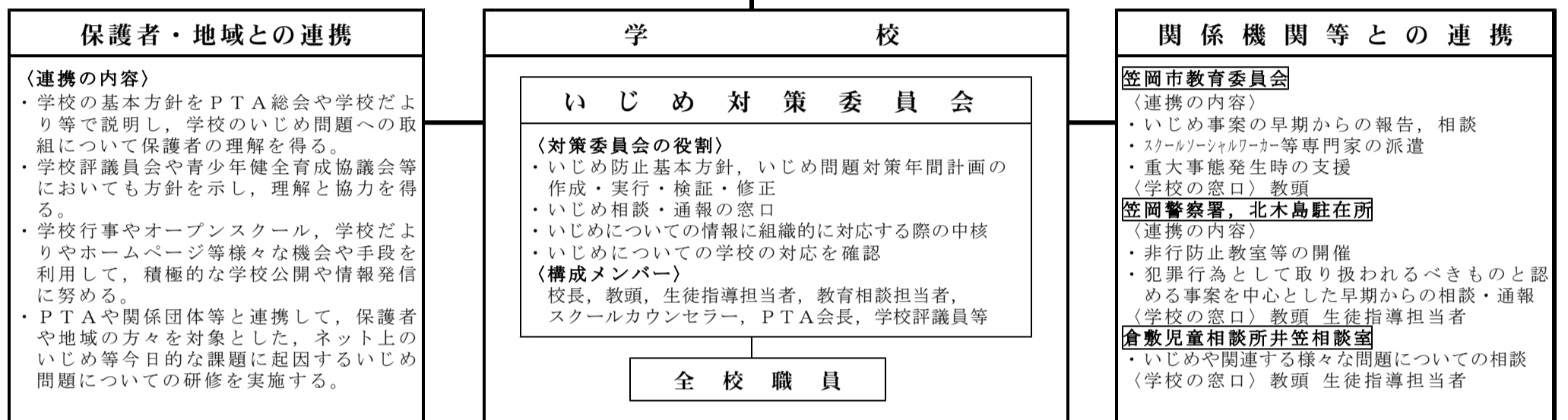
平成31年4月

いじめに関する現状と課題

- ・生徒達は落ち着いた学校生活を送っており、現時点ではいじめは認められていない。しかし、いじめはどこでも起こりうるという認識のもと、保護者や地域との連携を密にしながら生徒の様子を見守っている。
- ・生徒のSNSを含むインターネットの利用は拡大しており、情報モラル指導の継続的な取り組みが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 【いじめの定義】**
- ・本校では、いじめを、いじめ防止対策推進法（平成25年）第2条に基づき、以下のように定義する。
「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 【いじめについての基本的な認識】**
- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
 - ・いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらにその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
 - ・いじめ問題への対策は、いじめられた生徒等の心身への深刻な影響を理解し、自らがいじめを行わないだけでなく、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることのない生徒の育成につながるよう行わなければならない。
 - ・学校は、いじめを積極的に認知し、組織的な対応によってその解消を図らなければならない。
- 【取組の重点】**
- ・生徒会活動や学級活動等生徒の主体的な活動を推進する。 ・互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりに努める。
 - ・生徒のインターネット利用の実態を踏まえて、生徒への情報モラル指導を計画的に実施するとともに、保護者への啓発も行う。
 - ・いじめ予防・早期発見のため、家庭や小学校、さらには地域の関係団体等との連携を密にする。



いじめに関する学校が実施する取組

① いじめの防止	（教職員研修） 教職員の指導力向上のために、いじめの認知能力や対応能力を高める研修を実施するとともに、発達障害やネット上のいじめ等今日的な課題についての研修も積極的に実施する。 （居場所づくり） 日頃の授業や行事等の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 （情報モラルの指導、ネット上のいじめに対処できる能力・態度の育成） 情報社会で生きていくために必要な知識・技術やモラルの指導を行うとともに、SNS等の危険性やネット上のいじめ等のトラブルへの対処法を学べるようにする。 （生徒理解） 生徒との触れ合いを通して、生徒理解に努める。必要な情報は教職員間で共有する。 （生徒会活動） 「いじめについて考える週間」等において、生徒会等の企画立案によるいじめ防止の取組を実施する。 （道徳教育の充実とスクールカウンセラーによる「心の授業」の取組） 様々な体験活動や道徳の授業を豊かな心を育むとともに、スクールカウンセラーによる「心の授業」等により、ストレスに適切に対処する力や他者と関わるためのスキルを学べるようにする。
② 早期発見	（教職員による観察と情報共有） 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化や危険なサインを見逃さないようにする。生徒の変化に気づいた場合、記録を取るとともに、短時間でも時間を確保して情報共有できるようにする。 （定期的なアンケート調査と教育相談） 生徒の実態把握のために、学期ごとにアンケート調査と教育相談を実施する。教育相談では、ネット利用の実態も含めて、生徒の生活の様子をきめ細かく把握するよう努める。 （相談体制の確立） 生徒への声かけや保護者への生徒の頑張る姿の報告等日頃から様々な方法で関係づくりに努め、生徒や保護者が気軽に相談できるようにする。相談窓口の周知も定期的に行う。 （校外の相談機関の周知） 笠岡市教育相談室、岡山県青少年総合相談センター、24時間子供SOSダイヤル等の相談機関、相談窓口を生徒と保護者に定期的に周知する。
③ いじめへの対処	（いじめの発見や相談を受けたときの対応） 生徒からの相談には必ず迅速に対応する。いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、ていねいな聞き取りを行う。保護者からの相談、相談機関からの情報提供にも真摯に対応する。正確かつ迅速に事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。 （いじめへの組織的対応の検討） いじめを発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会は、事実関係を確認の上、いじめられた生徒を徹底した守り通す姿勢で組織的に対応する。 （いじめられた生徒とその保護者への支援） いじめられている生徒の心のケア、安心して学習等に取り組むことができる居場所の確保を行い、対応について保護者と情報共有する。いじめの解消まで生徒の支援を続ける。（いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないという2つの要件が満たされた段階でいじめが解消されたと判断する。） （いじめた生徒への指導とその保護者への助言） いじめた生徒については、事実関係を確認するとともに、背景にも目を向け、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。いじめを確認した場合は、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢で、組織的に対応していじめをやめさせる。保護者には正確な情報を迅速に伝え、学校と連携した以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 （その他） 事実関係、指導の経緯は適切に記録・保管する。他の生徒への指導も必要な指導を行う。いじめの重大事態については、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（平成30年1月改定 岡山県・岡山県教育委員会）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）により適切に対応する。